□□部活動の活動方針□□

甲斐市立玉幡中学校

中学校における部活動は、学校教育の一環として行われるもので、目的意識を持って仲間とお互いに競い、励まし、協力する中で公正さと規律を尊ぶ態度を学ぶ貴重な場である。また、協同活動を通して社会性や公共性を身につけるなど、生徒が心身ともに健やかに成長していくうえで重要な意味を持つ活動であり、その教育的意義は極めて大きい。

その部活動について、平成30年3月、文部科学省・スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、山梨県教育委員会からは「やまなし運動部活動ガイドライン」が公表され、部活動の適切な休養日の設定などが示されたことを受け、甲斐市教育委員会においても上記のガイドラインに則り、「甲斐市における部活動の活動方針(ガイドライン)」を定めた。

さらに平成30年12月,文部科学省·文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が公表された。山梨県教育委員会も平成31年度中に同様のガイドラインを公表する予定であるとされている。

このような国・県の動向を受けて、甲斐市教育委員会において「甲斐市における部活動の活動方針(ガイドライン)」の一部改定が行われ、部活動の適切な休養日、そして活動時間について具体的に示された。

本校においても、上記ガイドライン・活動方針に則り、生徒の心身の健全な成長という観点にたって、バランスのとれた活動となるよう、玉幡中学校「部活動の活動方針」を示すものとする。

1 適切な指導の実施

- ①顧問は、担当部活動の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を 実施する。
- ②顧問は、部活動の指導において、生徒の安全・安心の確保を徹底する。
- ③顧問は、年間計画を作成し、校長の承認を受けた後、生徒・保護者へ通知する。

2 適切な休養日等の設定

- ①学期中は、平日に少なくとも1日、土曜日及び日曜日に少なくとも1日を休養日とする。教育内大会前など連続して活動が必要な場合は、この限りではないが、年間を通して土日の半数以上を休養日とする。また、大会参加等のため土曜日・日曜日ともに活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ②「きずなの日」は休養日とする。
- ③長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ④1日の活動時間については、国や県、甲斐市のガイドラインを参考に、平日 2時間程度、休業日は3時間程度とする。